

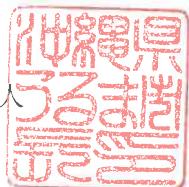


うるま市告示第54号

うるま市資格試験等受験料支援金給付要綱を次のように定める。

令和6年3月19日

うるま市長 中村 正人



### うるま市資格試験等受験料支援金給付要綱

#### (趣旨)

第1条 この告示は、就業機会の拡大に資することを目的に、大学等に通う本市に居住する学生又は生徒（以下「学生等」という。）の能力向上を図るため、学生等の資格試験等の受験に係る費用について、予算の範囲内において、うるま市資格試験等受験料支援金（以下「支援金」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校のほか、専修学校その他これらに類する学校をいう。
- (2) 資格試験等 資格試験（資格を取得する際に必要となる試験をいう。）、技能検定等をいう。

#### (支援金の対象者)

第3条 支援金給付対象となる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請に係る資格試験等を受験した時点において本市の住民基本台帳に登録されている学生等であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。

#### (支援金対象資格試験等)

第4条 支援金の給付対象となる資格試験等は、市長が別に定めるものとする。

#### (支援金対象経費)

第5条 支援金の給付対象となる経費（以下「支援金対象経費」という。）は、資格試験等に係る受験料とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の制度等により既に支援金を受け、又は支援金を受ける見込みがある受験料については、この告示による支援金の支援金対象経費としないものとする。

（支援金の額）

第6条 支援金の額は、第4条に規定する資格試験等に係る受験料の額とする。

（給付申請等）

第7条 支援金の給付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、資格試験等の合格発表の日以後90日以内に、資格試験等受験料支援金給付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 受験した資格試験等に係る受験票の写し
- (2) 受験した資格試験等の受験料の支払いが確認できるもの
- (3) 受験した資格試験等の結果が分かる書類の写し
- (4) 大学等に在学していることを証する書類又は卒業証書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（給付決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、給付の可否を決定し、その旨を資格試験等受験料支援金支給・不支給決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（支援金の給付）

第9条 市長は、前条の規定により支援金の給付を決定したときは、当該決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）の指定する金融機関の口座に支援金を振り込むものとする。

2 支援金の給付は、年度につき1回とし、同一資格試験等の当該資格試験等に係る最初に支援金の給付を受けた日の属する年度から起算して5年度の間において3回を限度とする。

（給付決定の取消し）

第10条 市長は、給付決定者が偽りその他不正の手段により支援金の給付を受け

たと認めたときは、当該支援金の給付決定を取り消し、資格試験等受験料支援金給付決定取消通知書（様式第3号）により給付決定者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により支援金の給付の決定を取り消したときは、期限を定めて、当該支援金の返還を求めるものとする。

2 支援金の返還は、資格試験等受験料支援金返還通知書（様式第4号）によりその旨を当該支援金の給付の決定を取り消された者に通知する。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

## 様式第1号（第7条関係）

年 月 日

## 資格試験等受験料支援金給付申請書兼請求書

うるま市長様

申請者 住 所

氏 名

印

連絡先

次のとおり資格試験等受験料支援金の給付を受けたいので、うるま市資格試験等受験料支援金給付要綱第7条の規定により申請します。

資格試験等	名 称			
	受験回数	<input type="checkbox"/> 1回目	<input type="checkbox"/> 2回目	<input type="checkbox"/> 3回目
	受験料	円		
	受験日	年 月 日	合格発表日	年 月 日
給 付 申 請 額	円 (受験料同額)			
上記資格試験等の合否	<input type="checkbox"/> 合格		<input type="checkbox"/> 不合格	
振込先	金融機関・支店名			
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
口座名義				
添付書類 (写真不可)	(1) 受験票の写し (試験日が確認できる書類) (2) 受験料の支払いが確認できるもの (3) 受験結果が確認できる書類の写し (4) 大学等に在学していることを証する書類又は卒業証書			
給付決定の審査に必要な住民基本台帳及び市税の滞納状況調査の同意 (可・否)				
資格試験等受験料支援金と同様の給付金受給 (又は予定) の有無 (有・無)				

同意書（申請者が未成年の場合は法定代理人が記載すること。）

氏 名	<input type="text"/>	印	続 柄	
住 所				

※振込先である「口座名義人」と申請者が異なる場合は、下記に記入・押印してください。

## 資格試験等受験料支援金の受領に係る同意書

上記振込先について、\_\_\_\_\_の口座に振り込むことに同意します。

(申請者) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

資格試験等受験料支援金支給・不支給決定通知書

様

うるま市長

印

年 月 日付のうるま市資格試験等受験料支援金申請について、下記のとおり決定しましたので、うるま市資格試験等受験料支援金給付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 資格試験等名称

2 支援金給付の可否 可 • 否

3 給付金額 \_\_\_\_\_ 円

4 給付できない理由

様式第3号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

資格試験等受験料支援金給付決定取消通知書

様

うるま市長 印

年 月 日付で給付決定した、うるま市資格試験等受験料支援金については、  
下記のとおり給付決定を取り消しましたので、うるま市資格試験等受験料支援金給付要  
綱第10条の規定により通知します。

記

1 資格試験等の名称

2 給付決定取り消し金額 \_\_\_\_\_ 円

3 給付決定を取り消した理由

様式第4号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

資格試験等受験料支援金返還通知書

様

うるま市長

印

年 月 日付で給付した、うるま市資格試験等受験料支援金については、  
うるま市資格試験等受験料支援金給付要綱第11条第2項の規定により下記のとおり  
支援金を返還するよう通知します。

記

1 資格試験等の名称

2 返還を命ずる金額 \_\_\_\_\_ 円

3 返還理由